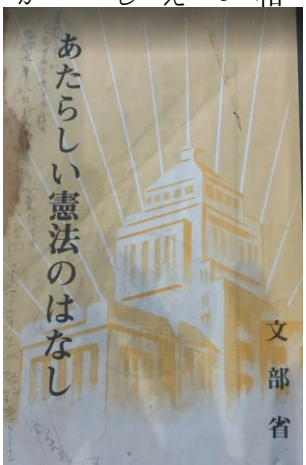


A 「あたらしい憲法のはなし」抜粋 (🎵 バッハ・フランス組曲5番サラバンド) (📖 ②)「あたらしい憲法のはなし」の本)

みなさん、あたらしい憲法ができました。そうして、昭和二十二年五月三日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました。このあたらしい憲法をこしらえるために、たくさんの人々が、たいへん苦心をなさいました。



B ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかかわりのないことのようにおもっている人はいませんか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

C みなさんは日本国民のうちのひとりです。国民のひとりひとりが、かしこくなり、強くならなければ、国民ぜんたいがかしこく、また、強くなりません。国の力もとは、ひとりひとりの国民にあります。

D そのために、国民のひとりひとりに、いろいろ大事な権利があることを、憲法できめているのです。この国民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法に書いてあるのです。

E このほかにまた憲法は、その必要により、いろいろのことをきめることがあります。(📖 ③戦争の放棄のページ)こんどの憲法にも、これからは戦争をけつしてしないという、たいせつなことがきめられています。

全 「戦争の放棄」

A みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。(📖 ④空襲の写真×3) いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい思いをしたくないと思いませんか。(📖 ⑤)



B こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。(📖 ⑥)

C そこでこんどの憲法では、日本の国が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。

D その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。

E 「放棄」とは「すててしまう」ということです。

A しかしみなさんは、けつして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことをほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

B みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。(本を出す) (音楽終わり)

A この本は、日本国憲法が公布されて十か月後の一九四七年八月に文部省によって

E 今の文部科学省ですね

- A そう、文部省によって発行されて、全国の中学一年生が教科書として学んだものなんです。
- C えー、私たちと同じ年の子たちだね。
- D どんな気持ちで読んだんだろう。
- E すっごく新鮮で嬉しかったんだろうね。
- D びっくりもしたんじゃないかな。
- C 戦力を捨ててしまうけどけっして心細いことはありませんって言ってるね。
- D 日本は正しいことをほかの国より先にやったんだ！って。
- E 世の中に正しいことほど強いものはありません！って。
- B 戦力を持たないっていつてるけど今の自衛隊はものすごい武器をたくさん持つてるよね。
- C 自衛隊はどうしてできちゃったんですか

A それはね、(🇰🇷 ⑦朝鮮戦争3枚)
憲法が出来て3年後の1950年に
朝鮮戦争が始まりました。(🇰🇷 ⑧それを
皮切りに、世界が東西に分かれて
にらみ合う冷戦体制になってしま
いました。するとアメリカは占領して
いる日本に軍隊を持たせたくなりま
した。



C やっぱアメリカですか・・(🇺🇸)
⑨日米安保条約)
A で、1951年に結ばれた日米
安全保障条約では、日本に再び軍隊
を持つて要求してきた。当時の吉
田茂首相は「自衛のための戦力は憲法九条という戦力ではない」って言い出したの。
全 えー……?! 「自衛のための戦力は憲法九条という戦力ではない」?!!!!

(🇰🇷 ⑩警察予備隊↓保安隊↓自衛隊)

A まず、警察予備隊を作らせました。それが保安隊という形にな
り、1954年には陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊を持つ「自
衛隊」になって、軍隊と同じような形になってしまったんです。

B 自衛隊は始めは本当に小さな軍事力しか持たなかったけど、だ
んだん大きくなって、特に安倍首相の時から色々な制限が外されて
きた。(🇰🇷 ⑪集団的自衛権) (🎵リスト・灰色の雲)

C D E 例えば？

A 例えば、ずーっと禁止してきた「集団的自衛権」を使えるように
したり

D 「集団的自衛権」って、つまり集団で戦うんですか？

A 自分の国が攻撃を受けなくても、同盟国とかが攻撃を受けたら
それを助けるために一緒に戦えるってこと(🇰🇷 ⑫イランへの攻撃3
枚)



D え？(🇺🇸⑬)！アメリカと一緒に戦争するなんていやです！(🇺🇸⑭)
全 私も！！！！

A それから、軍事関係に使うお金だけを見ても、最近になって急に
ボーン！って多くなってる

(音楽 cut out)

B 1976年、あ、ちょうど50年前ですね、当時の三木武夫内閣
がこう言ったんです。

E「軍事大国」にならないように防衛費はGNPの1%を超えないよ
うにしよう

B って、基準をきめたんです。

D GNPって？

B 国民総生産。今はGDP国内総生産っていうのを使っているん
だけど、つまり、一年間で日本の国の中でどのくらい儲けや新しい価
値がうまれたか、例えば新しい製品がどのくらい作られたか、それ表
すものなの。経済や景気の指標と言えばいいかな

A そう。長い間ずっと頑張って軍事大国にならないように1%を守り続けていたんだけど、
四位前から急にボン！っと増やして、あっという間にその二倍の2%にされてしまってるの。

E 今年の防衛予算はどのくらいなんですか

B 9兆353億円。どのくらいか想像できる？(紙に書いた数字を見せる)(🇺🇸⑮数字)
全 え！

C 今の政権は、すごい勢いで「戦争のできる国」に変えようとしてるように見えますよね。3

B そう、お金の面だけじゃなくて、輸出できる武器の種類を縛る三原則も変えてしまったよね

(🇺🇸⑯防衛装備移転三原則)

A 「防衛装備移転三原則」というのを変えて殺傷能力、つまり人を殺す力のある武器も輸出で
きるようにしてしまったの

D え？つまりどういうことですか

B 今までは、輸出できる武器の種類を制限してたの。武器と言ってもいろんな種類があります
からね。五つの目的にかなうものだけ輸出していいと言ってたんです。

D 五つの目的ですか？(紙を出す(武器の種類))

B 救難(🇺🇸⑰)、輸送(🇺🇸⑱)、警戒(🇺🇸⑲)、監視(🇺🇸⑳)、掃海(🇺🇸㉑)

C つまり、(🇺🇸㉒)人を助けたり、(🇺🇸㉓)運んだり、(🇺🇸㉔)警戒して、(🇺🇸㉕)危ないことが起こらないよ
うに監視したり、(🇺🇸㉖)から危険なものを取り除いたりですね

D その条件をなくしちゃったっていうことですか！？(🇺🇸㉗②⑦)

B そう！

E それってついこないだですよ。

A 今年の四月二七日！

E しかも閣議決定で決められちゃったんですよ！

D 何それ？

B 「閣議」っていうのは総理大臣とすべての国務大臣が出席する委員会で、そこでさっさと決
めちゃったっていうこと。



D え?! 国会で話し合わないで? こんな重要な、国の形に関わることを?!

E 日本で作った武器が他の国の子どもたちを殺したり病院を破壊したりするの?!

C 武器を輸出すれば、日本の経済も潤うって・・・

E 誰か偉い人が言ってたよね

B ちょうど半世紀前に外務大臣だった宮沢喜一元首相は国会で(28)我が国は・・・

E 「我が国は兵器を輸出して金を稼ぐほど落ちぶれていない」

B って言ってるんですね

全 素晴らしい!!! (拍手)

C でも、「時代が変わった」って

E 誰か偉い人が言ってたよね

D 時代が変わったって変えてはいけない国の基本じゃないんですか?! 平和憲法って。(29)憲法くんの本

A 憲法9条を変えたいっていう人は、「9条は理想だから現実に合わせて」って言うよね

D だけど「理想」と「現実」がずれてきたら、「現実」のほうを「理想」に近づけようと努力するんじゃないの?

全 そうだね

C 憲法を、特に9条を変えたいって思ってる人に言いたいんですけど、日本は9条があるおかげで八十年以上もず～～～～と戦争に巻き込まれず、一人も殺さず一人も殺されずに来たんですよね! (♪スピギ・イタリアーノ)

B 日本は戦争をしない国だと思われているから、色々な国で日本の民間人や民間グループが救援活動や支援活動をやっている、日本は平和憲法の国だから安全に活動ができるって話を聞きますよね。

C アフガニスタンで人道支援に取り組むNGO「ペシャワール会」の中村哲さんの活動はその代表的なものです。

A よく知ってるね。中村さんは二〇一九年に銃撃戦で亡くなったんですけど、中村さんが掲げた「緑の大地計画」の第二章が始まるって新聞に出ていましたね。(新聞出す)(30)新聞記事

C この記事ですね。はい、みると、読んでみて。(24) (28) 哲さんの写真×3くらい)

E 「緑の大地計画」は(31)中村さんが水不足の解決を目指して二〇〇三年から着手した。(32)民らの医療支援に関わる中、干ば



我が国は兵器を輸出
して金を稼ぐほど
落ちぶれてはいない

つによる飢餓や感染症で患者が次々と亡くなるのを目の当たりにし、「二〇〇の診療所より一本の用水路」との信念で全長27キロの水路を建設。⁽³³⁾ 大河から水を引き、砂漠化した農地をよみがえらせた。

C アフガニスタン名誉市民権ももらってるし⁽³⁴⁾、みんなから「カカ・ムラト」つまりナカムラのおじさんって呼ばれてホントに愛されてたんですよ。(音楽終わり)

B 井上ひさしさんは、「武器を持たないでどうやって国を守るの?」という小学生の質問にこう答えています。⁽³⁵⁾ けんぼうのおはなしの本)

C 「世界には、病気や飢えで苦しんでいる人たちがいっぱいいます。苦しんでいるそんな人たちのために、日本人が持っている知識を伝える。例えば、薬を作ったり、井戸を掘ったり、学校を建てたりするのです。武器を持つのではなく、世界の人々の役に立つことをしていくのです。D そうして世界の国々から信頼され認められれば、「日本は大切な国だから攻撃してはいけない」と思われるようになるでしょう。

E その通りだね!

B アメリカの戦争に武器を送ったりして参加したら、せっかく作ってきた信頼をいっぺんになくすよね。

全 さん・・・

D ねえ、防衛費が要らなくなったら、すごいお金が浮くよね!。

E それを教育費とか医療費とか福祉とか、足りないって言ってる予算に回せるよね

C だよね、みんなから取る税金を、人を殺すお金じゃなくて、救うお金に使ってほしいって単純に思うよね。

A コスタリカって国、知ってる? ⁽³⁶⁾ 地図+写真2枚)

B 日本とほぼ同じ時に、やっぱり軍隊をなくした国でしょ。中米

にある。この平和フェスタでも何回か取り上げたね。 ⁽³⁷⁾

A コスタリカは、一九四八年に平和憲法を作って防衛費軍事費をなくしました。 ⁽³⁸⁾

C 日本より一年あとなんですね。

A そう、その時に、そのお金をすべて教育や医療福祉に回したの。そして国連や国際社会で平和のための色んな事を先頭に立ってやってる。 ⁽³⁹⁾ 核兵器禁止条約)

B 二〇一七年に国連で採決された「核兵器禁止条約」もコスタリカが原案を作ったし ⁽⁴⁰⁾ ホワイトさん) その時の国連会議の議長のエレン・ホワイトさんもコスタリカの人ですよね。



A コスタリカについては、いっぱい話したいことがあるけど、今日は時間ないからあとで自分で勉強しといてね。

今も「本当に」武器を持たないんだよ。平和憲法を本当に生かしているの。

D 私たち国民はちゃんと憲法を守らなくちゃね

B あ！違う違う！憲法を守らなくちゃいけないのは私たちじゃないよ

E え？！ (🇵🇷 ④)「けんぽう」のおはなし②⑨と同じ)

B 井上ひささんの「けんぽう」のおはなしにこんなことが書いてあるから、みことちゃん、ここ読んでみて。

E 憲法は、同じ「きまり」でも学校の「きまり」とは違って国や政府が守らなければならないきまりなんです。国や政府は大きな力を持っています。国を治めている人たちがその力を利用して、好き勝手なことをしないように、私たち国民が「憲法」というきまりを作って、歯止めをかけているのです。 全 なるほど！

C なるほど！！権力を持つてると暴走しやすいから縛るんですね

B そう、国民が守らなくちゃいけないのは憲法に基づいて作られた「法律」で、憲法を守る義務があるのは大臣や国会議員なのよ

D そうか！つまり、法律は国民を縛り、憲法は権力を縛るものなんですね

A 憲法を守る義務があるのは誰かということが憲法第九十九条に書かれてるから、読んでみて

D 第九十九条「天皇又は摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」

E ほんとだ。私たちは入ってないね

D 知らなかった・・・

C 日本国憲法の三つの柱を、国が、つまり権力を持っている人たちがちゃんと守るように私たちはしっかり監視していかなくちゃいけないんですね

B 三つの柱はわかるかな (🇵🇷 ④)「憲法くん」のそのページ)

C 基本的人権 D 平和主義 E 主権在民 (AB拍手)

C だいぶ色々わかってきました。

A この平和フェスタの土台になっているのは「狛江市平和都市宣言」なんです、そこにも「第九十九条に記された戦争の放棄、交戦権の否認を大切にする」って書いてありますね。

B そうです！平和都市宣言は第二部の最後にみんなで読むので、世界でも稀な憲法第九条をみんなで読みませんか。

A いいですね。では、お配りしてある黄色の当日パンフレットには挟まれた紙に書かれていますので、みなさんも見てください。(♪エルガー・NIMROD) 九条の、特に戦力を持たない！という第二項が大切なんでよく考えながら読みましょう。第一項は、「戦争をしない」という項目でこれを謳っている国は他にもありますね。(🇵🇷)

④ 憲法九条の文・動かしたい)

全 憲法第二章 戦争の放棄

第九條第一項

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力に



よる威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

全 第二項（第44第二項）

A ここからは、みなさんも一緒にどうぞ。せーの！

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

45 「あたらしい憲法のはなし」の本）

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。